

令和5年9月29日

各位

鹿嶋市長 田口伸一
(公印省略)

令和5年度市内環境美化運動（中期）の実施について（協力依頼）

日頃から環境行政の推進にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、本年度第2回目の市内環境美化運動（一斉清掃）を下記のとおり実施いたしますので、市民の皆様の積極的なご参加とご協力をお願いいたします。

なお、環境美化運動で不法投棄された“粗大ごみ”を発見した際は、収集せず翌開庁日以降に廃棄物対策課へご連絡ください。

現場の状況に応じ、茨城県や警察との連携により、投棄者の特定に努めるとともに、土地所有者へ通知を行い、再発防止の対策を講じたいと考えておりますので、集積所へ持ち込まないようご注意願います。

記

(1) 実施日時

令和5年11月12日（日）午前8時から午前9時まで
※午前9時から、順次ごみの収集を行います。

(2) 実施内容

①各自で市指定不燃ごみ袋を持参して、道路・北浦堤防・公園等に散乱した“空き缶・空きビン・ビニール・プラスチック類”を收拾してください。

※個人の所有地にあるものは運び出さないください。

②不燃ごみと資源（缶・ビン等）はできる範囲で分別してください。

★繊維類（タオル・洋服等）は不燃ごみです！

※詳細は、裏面「環境美化運動（中期）実施要項」を御確認ください。

(3) ごみ集積箇所

①地区名 大町

②集積所 鹿島神宮第2駐車場

令和5年度市内環境美化運動（中期）実施要項

1 目 的

住み良い環境づくりの一環として、道路・北浦沿岸堤防・公園等に散乱している空き缶等を收拾することにより、地域の環境美化と美しいまちづくりを推進するため、市内環境美化運動を実施します。

2 主催及び対象区域

鹿嶋市（市内全域）

3 実施日時

令和5年11月12日（日）午前8時～午前9時まで

※実施時間については、各地区の実情にあわせての実施となります。

4 実施内容

- ① 各自で市指定不燃ごみ袋を持参して、道路・北浦沿岸堤防・公園等に散乱した“空き缶・空きビン・ビニール・プラスチック類”を收拾してください。※個人の所有地にあるものは運び出さないでください。
- ② 不燃ごみと資源（缶・ビン等）はできる範囲で分別してください。
★繊維類（タオル・洋服等）は不燃ごみです！
- ③ 家庭や地区からのごみは出さないでください。
- ④ 地域の除草作業で出た草や剪定木は出さないでください。
- ⑤ 收拾したごみ等は、各地区の指定した収集場所に集めてください。
収集場所に集められたごみ（指定ごみ袋に入ったもの）は、市が収集します。

< 注 意 事 項 >

環境美化運動では、「粗大ごみ(家電リサイクル法対象品含む)や海岸ごみ」の収集は行いません。袋に入らない粗大ごみ等は、指定の集積場所へ持ち込まないでください。

※不法投棄された粗大ごみ等を発見した場合は、翌開庁日以降に“投棄されている場所とその状況”を廃棄物対策課へご連絡願います。

<連絡先> ☎82-2911 内線 355, 356

5 中止等の判断

- ① 市側で中止の判断をしたとき
⇒前日に、防災無線等にて周知いたします。
- ② 各行政区の都合で中止の判断をしたとき（例：天候が悪い場合など）
⇒中止又は延期の判断は、各行政委員までご確認ください。

※ご不明な点がありましたら、廃棄物対策課までお問い合わせください。